

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第八十八号
昭和二十五年十月鳥取縣規則第八十一号狩獵法施行細則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十二月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

狩獵法施行細則中改正規則

第三條の次に第三條の二を加える。

(狩獵免許等の手數料納付方法)

第三條の二 規則第八條の規定による狩獵免許又は狩獵登録手数料は住所地を管轄する地方事務所長の發する納額告知書により納付しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十五年十一月一

日から適用する。

告示

◇鳥取縣告示第五百八十九号

建設業法（昭和二十四年五月法律第百号）第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年十二月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本書ノ大サハ國定規格A五判

昭和二十五年十二月八日

第一千六十七号 金曜日

00725

鳥取縣公報

第二千百六十七號 昭和二十五年十二月八日

(第三種郵便物認可)

二

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登錄 (い) 第三六号

昭和二十四年十月十九日

中國土建株式会社

八頭郡智頭町大字智頭四二三

元 代表取締役 酒本莊藏

同 第六一號 同

昭和二十四年十月十九日

山陰瓦斯工業有限公司

元 米子市茶町三五

改 代表取締役 松田正雄

同 第七四號 同

昭和二十四年十月十九日

有限會社丸山組

元 西伯郡御來屋町一五六

改 代表取締役 小倉信巖

◆鳥取縣告示第五百九十九号

次の土地はその公用を廢止する。

昭和二十五年十二月八日

鳥取縣知事西尾愛治

西伯郡所子村大字国信字笠原五二七ノ一二番地先

一、不認定道路敷五坪四合

(關係圖は經理課に保管する)

昭和二十五年十二月八日印刷

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日) 発行

鳥取縣

鳥取市東町

西

尾

愛

治

記

鳥

取

縣

公

報

(第三種郵便物認可)

印

刷

所

鳥

取

縣

鳥

取

縣

印

刷

所